

次の事業について、企画提案に係る手続き開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和元年 8 月 2 日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 事業概要

(1) 事業名

「第21回静岡県障害者芸術祭」企画・運営事業

(2) 募集内容

「第21回静岡県障害者芸術祭」の開催にあたり、これらの企画、管理、運営に係る事業を一括して委託する。

(3) 委託価格の限度額

15,895千円（税込み）

2 委託期間

契約締結日から令和2年2月28日まで

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人又は複数の法人からなる連合体（以下「コンソーシアム」という。）

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、「広告代理」及び「イベント」の2営業種目に競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 直近1年間において法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(8) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(9) コンソーシアムの場合は、構成員の全てが上記(3)から(8)までの項目を満たしていること。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館2階
静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課
電話番号 054-221-2328 FAX番号 054-221-3267
E-mail shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項の配布

障害者政策課ホームページに掲載

(3) 提出書類等

ア 提出書類 参加表明書、誓約書、企画提案書、業務実績表、見積書

イ 提出期限

参加表明書、誓約書 令和元年8月19日(月)午後3時 持参又は郵送必着
企画提案書、業務実績表、見積書 令和元年8月21日(水)午後3時 持参又は郵送必着

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 事前説明会

ア 日時 令和元年8月7日(水)午前10時から午前11時まで

イ 場所 静岡県庁別館9階第2会議室

ウ その他 会場の都合上、参加者は各社2人までとする。

(5) プレゼンテーション

日程等 令和元年8月23日(金)の指定した時間、場所

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要項による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課(電話番号054-221-2328)とする。